

国民健康保険制度の改善を求める意見書

国民健康保険制度は、国民皆保険体制の一部として位置づけられており、社会保障制度の一環として、加入者が安心して適切な医療を低負担で受けられることを目的として制定されました。

しかしながら、現在、保険税（料）算定の際の応能と応益の割合は、原則として50対50とされていることから、低所得者にとって重い保険税（料）負担となっています。また、このことによる滞納者の発生は、市町村の国民健康保険事業の健全な運営を妨げる一因となっています。

さらに、受診の際の自己負担は低所得者にとって経済的な負担となっており、受診を見送る事態が発生するなど、制度が疲弊しています。

よって国におかれては、国民皆保険制度の創設趣旨に立ち戻り、市町村が運営する国民健康保険制度の健全な運営を保障するため、下記の事項について実施するよう強く要請します。

記

- 1 国民健康保険制度運営のための国庫負担をふやし、普通調整交付金を増額すること。
また、保険税（料）収納割合等による、交付金の減額ペナルティを行わないこと。
- 2 保険税（料）の上限額を、協会けんぽの保険料上限程度まで引き上げること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成22年2月25日

上田市議会議長 丸山正明